車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km／L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km／L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km／L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km／L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km／L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km／L以上

表３　ディーゼル自動車に係る排出ガス基準（ＪＣ08モード）

区　　分	粒子状物質	窒素酸化物	非メタン炭化水素	一酸化炭素
乗用車・軽量車	0.005ｇ／km以下	0.08ｇ／km以下	0.024ｇ／km以下	0.63ｇ／km以下
中量車	0.007ｇ／km以下	0.15ｇ／km以下	0.024ｇ／km以下	0.63ｇ／km以下

表４　ディーゼル乗用車に係るＪＣ08モード燃費基準

区　　分	燃　費　基　準　値
車両重量が　601kg未満	24.8km／L以上
車両重量が　601kg以上　741kg未満	24.0km／L以上
車両重量が　741kg以上　856kg未満	23.1km／L以上
車両重量が　856kg以上　971kg未満	22.9km／L以上
車両重量が　971kg以上1,081kg未満	22.6km／L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	20.6km／L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	18.9km／L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	17.4km／L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	15.8km／L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	14.5km／L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	13.4km／L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	12.2km／L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	11.2km／L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	10.3km／L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	9.6km／L以上
車両重量が2,271kg以上	8.1km／L以上

表５－１　ガソリン貨物車に係る10・15モード燃費基準

区　　分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車　両　重　量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	703kg未満	構造Ａ	20.2km／L以上
			構造Ｂ	17.0km／L以上
		703kg以上　828kg未満	構造Ａ	18.0km／L以上
			構造Ｂ	16.7km／L以上
		828kg以上		15.5km／L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造Ａ	18.9km／L以上
			構造Ｂ	16.2km／L以上
		703kg以上　828kg未満	構造Ａ	16.5km／L以上
			構造Ｂ	15.5km／L以上
		828kg以上		14.9km／L以上
車両総重量が1.7ｔ以下のもの	手動式	1,016kg未満		17.8km／L以上
		1,016kg以上		15.7km／L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km／L以上
		1,016kg以上		13.8km／L以上
車両総重量が1.7ｔ超2.5ｔ以下のもの	手動式	1,266kg未満	構造Ａ	14.5km／L以上
			構造Ｂ	12.3km／L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km／L以上
		1,516kg以上		9.3km／L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造Ａ	12.5km／L以上
			構造Ｂ	11.2km／L以上
		1,266kg以上		10.3km／L以上

備考）１　「構造Ａ」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表５－２、６及び７について同じ。

イ　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ　運転者室の前方に原動機を有するものであること。

２　「構造Ｂ」とは、構造Ａ以外の構造をいう。以下表５－２、６及び７について同じ。

３　「構造Ｂ１」とは、構造Ｂのうち備考１ロに掲げる要件に該当する構造をいう。表６について同じ。

４　「構造Ｂ２」とは、構造Ｂのうち構造Ｂ１以外の構造をいう。表６について同じ。